

美祢市体育施設等に設置する  
自動販売機設置事業者募集要項

美祢市教育委員会事務局  
生涯学習スポーツ推進課

美祢市では、美祢市体育施設等に飲料用自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を下記のとおり募集します。

令和7年3月17日

美祢市長 篠田 洋司

## 1 募集する施設、場所等

別添物件一覧表のとおりとする。

## 2 応募物件数

複数の物件に応募できる。

## 3 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 美祢市又は美祢市に隣接する市（下関市、宇部市、山口市、萩市、長門市、山陽小野田市）に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は美祢市内に住所を有する個人であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はそれらに関連すると認めるに足る相当の理由のある者でないこと。
- (4) 国税、県税及び美祢市税を滞納している者でないこと。

## 4 自動販売機の規格等

- (1) ノンフロン対応機であること。
- (2) 寸法は、幅2.00m以内、奥行1.00m以内とすること。
- (3) 照明は、指定された時間に合わせ、タイマーによる電気調節を行うこと。
- (4) 転倒防止対策を施すこと。

## 5 売上手数料

- (1) 各物件の指定売上手数料率は、別添物件一覧表に示すとおりとする。
- (2) 売上手数料は、各月ごとの売上合計額に売上手数料率を乗じた額とし、指定された期日までに、施設ごとに納入すること。
- (3) 設置事業者は、各月ごとの売上本数、売上金額が確認できる実績を、指定された期日までに書面により報告すること。

## 6 販売品目

- (1) 清涼飲料水（カン、ビン、紙パック、ペットボトル）とし、多品種、多品目で構成すること。
- (2) 酒類（ノンアルコール飲料を含む。）は販売しないこと。

## 7 飲料販売価格

メーカー希望小売価格（定価）を超えない額とすること。

## 8 行政財産使用許可、使用料

### (1) 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、令和7年4月1日から3年を限度に引き続き使用を許可する。

なお、使用許可の期間の満了前であっても、行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合は、使用許可を取り消すことがある。

### (2) 使用料

美祢市行政財産使用料徴収条例（平成20年美祢市条例第72号）第2条に基づき算定した額をもって使用料とし、指定された期日までに、施設ごとに納入すること。

【参考】	1㎡当たりの使用料	美祢スポーツセンター	230円／年
		秋芳北部総合運動公園	60円／年

## 9 設置運転費用

(1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。

(2) 自動販売機の運転に必要な電気使用料は、全額を設置事業者の負担とし、指定された期日までに、施設ごとに納入すること。

(3) 電気使用料は、設置事業者が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量に中国電力(株)の電気供給約款及び電気料金単価表により計算した額とする。

## 10 振込手数料

売上手数料、電気使用料及び行政財産使用料納入の際の振込手数料は、設置事業者の負担とする。

## 11 維持管理責任

(1) 設置場所の寸法内に、使用済容器の回収ボックスを設置し、使用済容器は、設置事業者が定期的に回収し、適切にリサイクルをすること。

(2) 商品補充及び金銭管理は、設置事業者が行うこと。

(3) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。

(4) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。

(5) 自動販売機に、故障時等の連絡先を明記すること。

(6) その他自動販売機の維持管理に係る費用は、設置事業者の負担とする。

(7) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(8) 設置に当たっては、電気設備の確認を行い、自動販売機及び回収ボックス等について庁舎管理上必要な指導をしたときはそれに従うこと。

## 12 原状回復

(1) 設置事業者は、使用許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。

(2) 原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市に請求することはできない。

## 13 応募方法等

### (1) 提出書類

- ① 美祢市体育施設等自動販売機設置事業者応募申込書（様式1）
- ② 売上手数料率見積書（様式2）
- ③ 設置予定の自動販売機及び商品のカタログ
- ④ 納税証明書
  - ・国税（法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税）について、滞納がないことを確認できる証明書
  - ・県税、市税（全税目）について、滞納がないことを確認できる証明書

### (2) 提出期限

令和7年3月27日(木) 午後5時まで

### (3) 提出場所

〒759-2292 美祢市大嶺町東分326番地1 美祢市教育委員会事務局  
生涯学習スポーツ推進課

### (4) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便、特定記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

## 14 設置事業者の決定

### (1) 決定方法

指定された売上手数料率以上で、最高の売上手数料率をもって応募をした者を設置事業者とする。この場合において、最高の売上手数料率を提示した事業者が2者以上の場合にあつては、本市職員（当該設置事業者選定事務に関係のない職員）によるくじ引きにより決定する。

### (2) 決定予定日

令和7年3月28日(金)予定

### (3) 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者全員に対し、決定した設置事業者名及び売上手数料率を通知する。

## 15 使用許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、速やかに下記書類を提出すること。

### (1) 行政財産使用許可申請書

(2) 使用しようとする行政財産使用範囲を明らかにした図面（設置場所の自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の投影面積の分かる図面）

## 16 募集に関する問合せ先

- (1) 担当部署 美祢市教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課
- (2) 担当者 伊賀
- (3) 電話 0837-52-5261
- (4) F A X 0837-52-2562